

## 船橋市教育委員会会議 5月定例会会議録

1. 日 時 平成27年5月19日(火)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後3時00分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 委 員 長    | 山 本 雅 章 |
| 委員長職務代理者 | 鎌 田 元 弘 |
| 委 員      | 石 坂 展 代 |
| 委 員      | 佐 藤 秀 樹 |
| 教 育 長    | 松 本 文 化 |
4. 出席職員
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 教育次長             | 古 橋 章 光 |
| 管理部長             | 原 口 正 人 |
| 学校教育部長           | 秋 山 孝   |
| 生涯学習部長           | 佐 藤 宏 男 |
| 管理部参事兼施設課長       | 小 川 良 平 |
| 学校教育部参事兼学務課長     | 棚 田 康 夫 |
| 学校教育部参事兼保健体育課長   | 向 笠 真 司 |
| 生涯学習部参事兼青少年課長    | 古 畠 秀 昭 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 鈴 木 隆   |
| 教育総務課長           | 度 会 益 己 |
| 指導課長             | 大 村 尚   |
| 総合教育センター所長       | 秋 元 大 輔 |
| 社会教育課長           | 二 野 史 靖 |
| 文化課長             | 田久保 里 美 |
| 青少年センター所長        | 大 月 秀 夫 |
| 指導課主幹            | 尾 楠 欣 也 |
| 総合教育センター教育支援室長   | 亀 田 智 久 |

### 5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第26号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

議案第 27 号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について  
議案第 28 号 船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
議案第 29 号 船橋市公民館条例の一部を改正する条例の意見聴取について  
議案第 30 号 高瀬下水処理場上部運動広場整備工事請負契約の締結の意見聴取について  
議案第 31 号 平成 27 年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について

### 第 3 報告事項

- (1) 平成 27 年度 児童・生徒の交通事故発生状況について
- (2) 第 48 回船橋市少年少女交歓大会実施報告について
- (3) 指定管理者の募集について
- (4) ホタル鑑賞会の開催について
- (5) 船橋市・千葉ジェッツ ホームタウンに関する協定について
- (6) その他

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

4 月 16 日に開催しました教育委員会会議 4 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして会議を傍聴したい旨、1 名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

### 【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡ししました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第 26 号から議案第 28 号については、船橋市教

育委員会会議規則第14条第1項第1号に、議案第29号及び議案第30号については、同規則第14条第1項第4号に、議案第31号については、同規則第14条第1項第5号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案については、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席を願いますことから、同規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(6)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項(1)について、保健体育課、報告をお願いいたします。

**【保健体育課長】**

資料1ページをご覧ください。

4月から1カ月の間に発生いたしました児童・生徒の交通事故となっております。発生件数は9件で、昨年の同時期と比較いたしますと3件の増となっております。毎年4月から5月の新年度開始時期に児童・生徒の交通事故が多く発生しております。特徴といたしまして児童・生徒、特に小学生の飛び出しによる事故が多く発生しております。本年度も9件中の3件が飛び出しによるものです。また高校生の運転する自転車と小学校1年生の事故というものもつい先日、発生しております。この8番のところでも自転車で塾に向かっていた中学生が出会いがしらに衝突するという事故も発生しております。

保健体育課といたしましては、児童・生徒防犯安全対策室による交通安全教室を小学生を対象に、また中学校ではスケアード・ストレイト、スタントマンによる事故場面を実際に見せる自転車交通安全教室等を通して児童・生徒の交通安全を促しているところです。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【石坂委員】**

ご報告の内容は残念なんですけれども、どのお子さんもその後、大事には至らなくて大丈夫だったのでしょか。

**【保健体育課長】**

幸いなことにどのお子さんも、その後、継続して大きなけがということにはなっておりません。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

**【石坂委員】**

この交通事故の起きた箇所は学校や地域の行動パトロールなどで危険箇所になっていたり、もしそういった可能性のお話がありましたら、安全のためにいろいろ対策をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**【委員長】**

5の例以外は軽微な事故だったようで幸いなのですが、今まで私が教育委員になってからそのような報告を一覧にしてもらったことはなかったと思うのですけれども、これから毎月このように報告する予定で今回掲載してくださったのですか。

**【保健体育課長】**

例年4月、5月の時期が大変、児童・生徒の事故が多いということで、これについてどのような状況であるかということをご説明をする必要があるだろうということでさせていただきました。

この後、毎月ということは考えておりませんが、必要なときにはいつでもご説明できるように準備をしておきたいと考えております。

**【委員長】**

不定期に、例えば夏休み前後とか、新学期とか、そういうことですね。

**【保健体育課長】**

そのように考えております。

**【委員長】**

そうですか。よろしくお願ひいたします。

そのほか何かご意見ございますか。

**【佐藤委員】**

お伺ひします。今、聞いたら、一応このデータは毎年とっていらっしゃるということですね。毎年とっている中で、学区の問題で傾向などは見えてきていますか。それともそれは余り見えませんか。

**【保健体育課長】**

事故の多いところは幹線道路沿いに学区のあるところであるとか、また通学路そのものに危険があるのではないかと考えられることから、児童・生徒防犯安全対策室では通学路の危険調査を毎年行っておりまして、その内容から警察や市民安全推進課等、他課との連携を行いまして、道路部、それから警察等々対応を協議しているところです。

以上でございます。

**【鎌田委員長職務代理者】**

ちょっと細かいところなのですが、登校時と下校時がこの一覧表の中に登校2件、下校2件あるのですけれども、この1年生なんかは集団下校、集団登校ということが多いと思うんですが、やはり2年、3年、そういう集団登校、集団下校だったりするんでしょうか。登校、下校の形態がこういう事故になっている関連もあるんでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

**【保健体育課長】**

登下校時と、それからまた放課後、またお休みの日、それぞれ全ての交通事故のほうを点検をしておりますが、やはり登校時、下校時につきましては、周りに同じ登校・下校の子どもたちがいるところから、周りの子たちの影響や、それから、周りの目撃等もありますので、それらを集約をしまして傾向のほうを考えられるように努力していただいているところです。

**【委員長】**

年間どれぐらい事故があるわけですか。

**【保健体育課長】**

申しわけございません。年間となりますと今手元に全ての分はございませんで、年間の事故件数につきましては、後ほどお手元のほうにお届けするようにさせていただければと思います。

**【委員長】**

恐らく年間五、六十はあるのかなというふうな感じはするのですが、膨大な蓄積ができていますので、そういうデータをもとに、また警察署などと相談して対策を練っていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（２）について、青少年課、報告をお願いいたします。

**【青少年課長】**

報告事項（２）第４８回船橋市少年少女交歓大会の実施につきましてご報告いたします。

本冊３ページをご覧ください。

去る５月１０日曜日、午前９時３０分から運動公園におきまして第４８回船橋市少年少女交歓大会を実施いたしました。当日は暑いぐらいの五月晴れで朝早くから多くの来場者をお迎えして、９時半からの開会式には山本委員長、松本教育長にもご臨席いただきました。ありがとうございました。

その後、海神中学校吹奏楽部による演奏を皮切りに、資料にございますようにキッズダンスやだるま落とし、かべのぼり、野球体験コーナーなど、各団体が趣向を凝らしたイベントコーナーや模擬店が始まりました。それに合わせまして子どもたちが友だち同士、あるいは家族と一緒に楽しく遊ぶ姿が会場の至るところで見られ、延べ１万２、８１１人の方にご参加いただきました。

大会の企画から準備、当日の運営に至るまで多くの青少年関係団体に携わっていただきましたおかげで、盛大に実施することができました。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【佐藤委員】**

参加延べ人数は、大人も子どもも合わせてということでしょうか。

それから、団体の子どものとそうでない子どもは見分けがつかますか。

**【青少年課長】**

まず、人数でございますが、こちらは来場者の人数をカウントしているわけではなく、各コーナーにおきましての人数を報告してもらった、そのトータルでございます。した

がいて、大人も子どもも混ざった人数で、延べでの参加者ということでございます。

また、団体関係者と一般というのは、申しわけございませんが、区別はできません。

以上でございます。

#### 【委員長】

そのほか何か。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（3）について、文化課及び生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

最初に、文化課長、お願いいたします。

#### 【文化課長】

私どものほうは本冊の5ページの資料をご覧ください。指定管理者の募集について、文化課と生涯スポーツ課からご報告いたします。

まず、文化課からでございますが、文化課は船橋市市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の募集についてでございます。

船橋市では、平成5年1月に市民の文化芸術活動の場、それから市民が身近に芸術作品に親しめる場として船橋市市民ギャラリーを、また日本古来の伝統文化である茶道・華道等の本格的活動の場、市民が身近に伝統文化に親しめる場として船橋市茶華道センターをオープンさせております。

平成15年の地方自治法の改正によりまして、市民サービスの向上を目的として指定管理者制度が導入されまして、こちら船橋市市民ギャラリーと茶華道センターでは、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。平成28年度より次の5年間を迎えるに当たり、選定委員会を設置し、適任の指定管理者候補者の選定を行い、昨日第1回目の選定委員会を実施したところでございます。

今後のスケジュールについては、こちら5ページの資料のとおり行うところなのですが、昨日、早速実施いたしました選定委員の方からは幾つかアドバイスをいただきました。応募期間の変更ですとか、指定管理者制度は各施設のビジョン、ミッションを明確にし、運営に反映させることが非常に重要であるというご意見をいただきましたので、そのご意見を指定管理者が決定した際には十分、指定管理者と共有をして運営をしてまいりたいと考えております。

文化課からは以上でございます。

#### 【生涯スポーツ課長】

生涯スポーツ課でございます。資料は本冊の6ページをご覧くださいと思います。船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の募集についてご説明いたし

ます。

両施設とも平成18年度から指定期間を5年として指定管理者による管理運営を行ってきておりますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の指定管理者について選定委員会を設置し、指定管理者の募集、そして選考を行ってまいります。

スケジュールの概要につきましては、選定委員会を4回開催するほかは、先ほど文化課長より説明がありました内容と同様でございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【鎌田委員長職務代理者】**

例えば市民ギャラリーと茶華道センターですが、これは別々の指定管理者ということなのでしょうか。それとも、例えば建物が近いとか同じということであるとすると、同じ指定管理者も可能ということなんでしょうか。

**【文化課長】**

市民ギャラリーと茶華道センターを1つのものとして指定管理をしていきます。

以上です。

**【委員長】**

そのほかに何か。

**【鎌田委員長職務代理者】**

そうすると、やはり内容的なミッションとかビジョンとかというと、その茶華道になじみのある団体さんが比較的運営しやすいということなのでしょうか。

**【文化課長】**

茶道・華道だけの施設というよりも、運営そのもの、施設の運営もそれから企画も含めてですので、そういう各団体にとということではなくて、全体を運営できる指定管理者ということを目指して募集をする予定でございます。

**【委員長】**

そのほかに何か。



**【佐藤委員】**

先ほど応募期間の変更のお話が第1回選定委員会であったということでしたけれども、変わった日にちはどのぐらいでしょうか。

**【文化課長】**

こちらは資料の5ページでは、応募期間が6月15日から7月15日ということで、私どももこの日程で昨日の選定委員会のほうには臨みましたところ、実は質問の回答期間が重複している部分がございます、その質問の回答期間が全て終了してから募集をしたほうがよいのではないかとというアドバイスを受けた結果、応募期間が6月26日から7月27日へと変更になりましたので、その内容でこれから応募者には公表をしていく予定でございます。

以上です。

**【委員長】**

そのほかに何かございますか。

指定管理者が決まってから選定委員会がギャラリーなり茶華道センターのビジョンをよく指定管理者に理解してもらおう、という話ですけれども、まず、ビジョンなどをよくわかってもらって、それで応募する、という気もするのですが。

**【文化課長】**

当初からきちんと、それを明記した上でとり行うことになると思っております。

**【委員長】**

そのほかに何かありますか。

**【鎌田委員長職務代理者】**

一般論なのですが、指定管理者はいろいろルール上とか予算措置上で当初の地方自治法が改正されたころよりは大分窮屈な動きになるというふう聞くのですが、船橋市の場合はその辺はいかがでしょうか。

例えば金額だけで決めたり、せっかくのビジョンがあっても企画がなかなか通らなかつたり、そういうようなこともあるのでしょうか。

**【生涯学習部長】**

指定管理者候補者を選ぶときには、いろんな判断基準が細かくありまして、その中で総合的な点数を決めて、それで決めていくという過程で作業します。

まず候補者が決まった段階で議案として出して、指定管理議案が議決された後は、年次協定書、基本協定書です、それと指定管理期間5年間、原則5年間なのですが、その単年度ごとに年次協定書を結びます。

ですから、提案内容については、十分その辺で反映できるかなとは思っております。

**【鎌田委員長職務代理者】**

ぜひ、こういう各団体の、いいところをできるだけ引き出していけるようなものを継続していただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【生涯学習部長】**

わかりました。金額だけではございませんので、審査項目は。

**【委員長】**

それでは、続きまして、報告事項（4）について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

報告事項（4）ホテル観賞会の開催についてご説明いたします。

本冊の7ページをご覧ください。

市民の方々にホテルを通して自然に親しんでいただくため、運動公園内にあります人工飼育施設ホテルの里におきまして、今年も5月26日火曜日から31日日曜日までの6日間、午後7時30分から9時までホテル観賞会を開催いたします。

ホテルの里は昭和59年に建設され、翌60年から毎年ホテル観賞会を行っており、今年で31回目となります。昨年度の入場者は6,460人で行いました。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（5）について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

報告事項（5）船橋市・千葉ジェッツ ホームタウンに関する協定についてご説明いたします。

資料は9ページとなります。

このたび船橋市とプロバスケットボールチーム、千葉ジェッツの運営会社である株式会社A S P Eは、バスケットボールというスポーツ活動を通じて、市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るとともに、船橋市をホームタウン、船橋市総合体育館、船橋アリーナをホームアリーナとして相互に連携協力をしていくための協定を締結いたしました。

協定書の調印式は5月3日、船橋アリーナにおきまして千葉ジェッツのシーズン最終戦の開始前に行いました。当日は4,762人の来場者があり、多くの方に調印式と千葉ジェッツの最終戦を観戦いただくことができました。

山本委員長はじめ教育委員さんにはお忙しい中、ご来場いただきありがとうございます。

報告は以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

#### 【佐藤委員】

私も見に行かせていただきました。思ったより熱気が満ちあふれていて、小中学校からミニバスケットというものが船橋はとても人気があるスポーツなので、これはとても子どもたちにとってもいいことなのだなということをすごく感じて帰ってきました。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項(6)その他について、何か報告することがある方がいらっしゃいましたら報告をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、前回、教育委員会会議4月定例会から申し送りとなっておりました平成27年第1回船橋市議会定例会の報告について確認したいと思います。

当該報告について資料の提出がありましたので、皆様ご覧いただいているとは思いますが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

**【石坂委員】**

この市議会の質疑につきまして、答弁のほうをまとめていただきましてありがとうございました。

やはり関心はICT機器の導入による効果ということ、私は特に興味がありますけれども、今年度、試験的に取り組まれるということなので、ぜひ研究会や研修会がありましたら、お伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**【委員長】**

14ページの橋本和子議員の校務支援システムということで、もう少し詳しく説明していただけますか。

**【総合教育センター所長】**

校務支援システムと申しますのは、一番大きいのは成績処理。例えば通知表ですと、今までは教員が手書きでいろいろなものを書いていましたけれども、これによりパソコンで入力したものが反映されます。それから、成績処理については、今まではエクセル等で処理をしていたものがここに入れますと通知表、それから例えば調査書、指導要録など、そういったもの全てに反映されるなど、1つの作業でいろいろなものに連動して入力したものが生かされるということで、最終的には教員が子どもと向き合う時間がふえるということになります。

**【委員長】**

これは教育委員会で一括管理することになるのですか。それとも各学校ごとに導入して、各学校の中でやるわけですか。

**【総合教育センター所長】**

クラウドと言いまして、全体を一括で管理します。外部への委託ですけれども、委託して管理するというような形になります。インターネット経由で各学校が利用するというような形になります。

**【委員長】**

情報が漏れないように、そういうシステムはきっちりしないとイケませんね。

**【総合教育センター所長】**

わかりました。

**【委員長】**

そのほか何かご意見、質問等ございませんか。

今回すぐよくつくっていただいたのですが、陳情についても先月お聞きしたと思うのですけれども、陳情については資料はありませんでした。結果は先月もらって、陳情の内容はもらっていますけど。

私、実は気になったのは陳情58号なんです。陳情58号というのは中学校の歴史・公民教科書の採択に関する陳情というものが不採択になっているのですけれども、これは私は極めて真つ当な陳情だなと思って、個人的には見ていました。これはどういう意見が出て不採択になったのかなということを知りたいと思ったのですが。

**【管理部長】**

今回ご用意させていただいたのは、議会の本会議上で答弁がございますので、これを簡略にまとめてご用意させていただきました。

ただ、陳情の部分につきましては、委員会に回しまして委員会で形式的に答弁書をつくって答弁をしたりするのではないので、経緯をまとめ直さなければいけないというような形になります。

どういう形でできるのか検討させていただきたいと思います。

陳情書そのものはお出しできるのですが、どんな答えをしたかというまとめのものがそもそも最初にないので、その点をどうやってつくるか検討したいと思いますので、お時間をください。

**【委員長】**

それ以外も全部そうなのですけれども、何で反対になったかとか、それがよくわからないんですよ。賛成、反対が、ほかのものもそうですけれども。

**【管理部長】**

委員会の中でのやりとりは私どもも同席しておりますので様子はわかるんですが、その後の会派ごとのやりとりの中で賛成に回るのか、反対に回るのかというのは見えない部分もございますので、なかなかお答えしづらいところでございます。

以上です。

**【佐藤委員】**

もしよかったら、賛成の意見と反対の意見だけを言った人だけを載せて、マル・バツなんだということだけでもいいのかなとも思うんです。途中の質疑応答は必要ないかもしれないかもしれませんけれども。

**【教育長】**

文教委員会は記録が出るでしょう。

【管理部長】

出ますが、時間がかかります。本会議も全く同じです。事前に何か用意していればそれを簡単にまとめてお出しできるんですが。

【教育長】

全部記録に残るので、冊子ができれば見ていただけます。  
いつ出るのですか、記録は。

【管理部長】

1カ月はかかります。

【委員長】

これから教科書採択があるので、何が反対で何が賛成か、我々も知りたいなというところがあったのでお聞きしたのですけれども。

【教育長】

どこか記録をもらえればいいのですけれども。

【管理部長】

便宜的にテープを多分とっていると思います。それを借りられれば、大まかにまとめることは可能かなとは思いますが。

それも議会に了解を得ないといけないかもしれません。

【教育長】

インターネットに流れるのはいつですか。

【生涯学習部長】

委員会中継があれば、それはVTRで流れています。

【教育長】

委員会の中継されますよね、全部。

【生涯学習部長】

分散開催になっている部分については、文教委員会は中継があって、それが録画にな

っていますけれども、ただの委員会で同時開催の場合はない場合もあります。

**【教育長】**

今、でも、全部分散になっていますから。

**【生涯学習部長】**

定例会の中で行われた議案についてはそうだと思います。

**【教育長】**

誰も記録をとっていないのですか、文教委員会は。

**【教育総務課長】**

とってはいないですけど、VTRを見ながら起こして、委員さんたちが言っている骨子をとっておくことはできると思います。

**【生涯学習部長】**

あとは、質疑の内容はなかなかボリュームがあって大変だと思いますが、最後のこの議案に対する、陳情案に対する賛否表明をする場合、賛成討論、反対討論それぞれのところで表明する場合もあります。

それは管理部長が言ったとおり、一字一句起こすのは全部を借りないと無理だと思いますので、時間が必要かなと思います。

**【委員長】**

そうですね。

私が知りたいのは、それが何で不採択になったのか、その根拠というか、文書を読むと全然間違えたことは書いていないと思います。思想的にどうこうという話ではなくて。

**【教育長】**

本会議ではそれは採択になっているのです。文教委員会では不採択ですが、本会議では採択。

**【委員長】**

これは法律にのっとってやるということだけ書いてあるんですね。それをなぜ不採択にするのか、その根拠を知りたいなということでお聞きしたのですけれども。

そのほか何かございますでしょうか。

よろしいですか。

**【石坂委員】**

26ページの日色議員が質問されています（5）番のところなのですが、夏休み中の家庭内での勉強の場所の確保についてですけれども、公民館の空いたお部屋を使っていくというお話でしたけれども、日色議員の言われている各中学校の図書室なんかを気軽に使えばすごくいいかなと思います。公民館の利用となるとどのぐらい空くかとか、ぎりぎりまで申し込みができてしまうので、難しいのではないかと思っていました。（5）について答弁、学校教育部長さんがされていますけれども、難しいでしょうか。

**【指導課長】**

学校では補習などを既に行っておりまして、長期休業中にも自分の学校の生徒については行っております。

また、一般に地域に開放するというようなことになった場合に、施設を開放する面ではその安全管理の部分が非常に大きな問題となるということがございます。

また、エアコンもございますが、図書事務職員、今年から学校司書ですが、夏休み中は勤務しておりません。研修を除いて勤務しておりませんので、いるからいいじゃないかというふうにはならない事情もございます。

そういったこともありますので、本年度、公民館での実施の状況をよく踏まえた上で今後の方向性を見ていくというふうなことでお答えをしたところでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど非公開としました議案第26号から議案第31号までの審議に入りますので、傍聴人は退席をお願いいたします。

（傍聴人退席）

**【委員長】**

それでは、はじめに議案第26号について、総合教育センター、説明をお願いいたします。

議案第26号「船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、総合教育センター教育支援室長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**



続きまして、議案第27号について、青少年センター、説明をお願いいたします。

議案第27号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第28号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

議案第28号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第29号及び議案第30号の審議に移りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに教育総務課、説明をお願いいたします。

**【教育総務課長】**

議案第29号、議案第30号の2議案につきましては、市長が平成27年第2回船橋市議会定例会に上程する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づきご審議いただくものです。

なお、各議案につきましては、担当課から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**【委員長】**

それでは、議案第29号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

議案第29号「船橋市公民館条例の一部を改正する条例の意見聴取について」は、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第30号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

議案第30号「高瀬下水処理場上部運動広場整備工事請負契約の締結の意見聴取について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第31号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席をお願いいたします。

(関係職員以外退席)

**【委員長】**

それでは、議案第31号について、指導課、説明をお願いいたします。

議案第31号「平成27年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

本日本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時00分閉会